

特許庁と裁判所の機能強化

2014年11月11日

荒井寿光

日本再生のためには知財裁判の活性化が必要

(現状) 知財裁判の利用者が減少している。(世界でも珍しい)

⇒ “日本では特許を取っても裁判で守ってもらえない” との評価

「知財裁判が知財問題の根源」

(原因) ①権利者が勝たない (勝訴率 23%)

②勝っても賠償額が低い (アメリカの 70分の1)

(方針) ①特許庁と裁判所のそれぞれの強みを生かす。

国全体の知財システムを強化するため、役割分担を改善する。

②特許庁は審査と審判の専門家集団として品質、スピード、信頼性を高める。

③裁判所は特許庁の審査や審判の結果を尊重し、侵害などの法律判断、賠償額などの経済判断に特化する。

1 特許庁の審査と審判の質を向上させる。

- ① いわゆる問題審査官を審査から外す。
- ② いわゆる審査官独立の原則を見直し、特許庁が機関として審査する。
(全件を上司がチェックする)
- ③ 品質管理は発送前にサンプルではなく、全件をチェックする。
(民間企業は出荷前検査を全製品について行っている。)
- ④ 特許庁長官室に「審査苦情相談室」(仮称)を設置する。
(民間企業の社長直属の苦情相談室を見習う)
- ⑤ 特許庁の審査官と審判官を10年毎に再任する制度を導入する。
(裁判官の再任制度に倣う。)
- ⑥ 根拠や性格があいまいな審査基準を省令にする。
(裁判で尊重されるようになる)
- ⑦ 「世界最速の特許審査」と言うときに、審査請求時点からではなく、出願時点から計算して、「最速」を目標にする。
(36ヶ月 違う)

2 特許の安定性を高める

- ① 特許の有効性推定規定を入れる。
(特許庁の判断結果を尊重する。)
- ② 裁判所で特許の有効性を争うダブルトラック規定(104条の3)は、
弊害が多いので廃止する。
(審判が長期間かかるため導入したが、その問題が解決したため)

3 損害賠償額を引き上げる

- ① ビジネスの実態に合った損害賠償額の算定方式を導入する。
(経済条項など)
- ② 知財判事に経済やビジネスの研修を行う。

4 特許裁判の合理化を図る

- ① 特許裁判を映像を使って実際に口頭弁論を行う口頭審理方式に変える。
現在は、技術を文書に書いてそれをやり取りするだけ(書面主義)であり、
公開で技術の論争をしていない。
(現在、非公開で行っている裁判官と当事者の技術説明会を公開で行う。)
技術の裁判は、パソコンやビデオなどの映像を使い、口頭で論争すれば
技術や侵害の有無が早く正確に分かる。
調査官の質問権、付記弁理士制度を導入したが、活かされていない。
特許庁の審判に口頭審理方式を導入したら、当事者の理解も深まり、
審決の質が上がり、信頼性も高まった。この経験を活かす。
- ② 侵害している被告にしか証拠がない場合には、文書提出命令を強化する
- ③ 裁判迅速化法に沿って特許訴訟を指揮する。(スピードを上げる)

5 特許裁判の透明性を高める

- ① 特許裁判の受理状況(原告名、被告名、損害賠償請求額など)を毎月、
裁判所は公表する。
(米国では、インターネットで公開されている)
- ② 裁判の公判日時を事前に公表する。
(現在は当日、裁判所に行かないとわからない)
- ③ 事件の決着状況も公表する。(判決日、和解日など)